

◇ 港湾運送関連事業料金

この料金は、清水港運関連事業協会会員事業者が届出し、受理された内容を料金別にまとめたもので、届出額の最高・最低の幅で表示しています。

船積貨物警備料金

平成11年4月1日実施

I 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1個につき 単位 円)

項 目	本船舷門 または 巡回警備料金	本船船艙 警備料金	舁運送 警備料金	貨物集積場 警備料金
昼 間 (8時から17時まで)	17,535 ～ 17,552			
夜 間 (17時から翌朝8時まで)	35,044 ～ 35,077			
半 夜 (17時から21時まで)	夜間料金の5割			
一昼夜 (8時から翌朝8時まで)	昼夜料金と夜間料金の合算額から10%に相当する額を差し引いた金額			

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- ①「本船舷門または巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。
- ②「舁運送警備」は舁積貨物(場所は舁溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。
- ③「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋(CFSを含む)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2) その他

各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の3割増

3 作業手配の取消しがあった場合の料金

区 分	金 額
作業開始(昼間作業は8時、夜間作業は17時)1時間前まで	基本料金の6割増
作業開始(昼間作業は8時、夜間作業は17時)1時間前以降	基本料金の10割増

※作業手配の申受けは、原則として前日の15時まで

4 分担金等

区 分	昼間 (8時30分から 16時30分まで)	半夜 (17時から 21時まで)	全夜 (17時から 翌朝8時まで)
(1) 港湾福利分担金	60円	60円	120円
(2) 労働安定基金	52円	52円	104円

5 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6 その他

(1) 警備作業引受け時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。

(4) 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。